

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷三丁目7番13号

氏名 寺本環境株式会社  
代表取締役 寺本 久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原 芳明



許可の年月日 平成28年8月8日

許可の有効年月日 平成31年7月29日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、選別、減容、圧縮）

産業廃棄物の種類

【焼却】

- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず

【破碎】

- ・金属くず（廃蛍光管に限る。）
- ・ガラスくず（廃蛍光管に限る。）

【選別】

- ・廃プラスチック類（廃容器包装に限る。）
- ・金属くず（廃容器包装に限る。）
- ・ガラスくず（廃容器包装に限る。）

【減容】

- ・廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）

【圧縮】

- ・廃プラスチック類（廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破碎物を除く。）
- ・紙くず
- ・金属くず（廃容器包装を含み、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破碎物を除く。）

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年7月23日  
 平成27年6月30日  
 平成28年8月8日  
 平成30年8月14日

更新許可

許可証再交付

変更許可 処分の方法（圧縮）の追加

許可証再交付 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~

6. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221

設置年月日：平成21年7月23日

処理能力：紙くず 0.608 t/日（8時間），木くず 0.672 t/日（8時間），繊維くず 0.608 t/日（8時間）

(2) 破碎施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221

設置年月日：平成22年5月18日

処理能力：金属くず・ガラスくず 1.9 t/日（8時間）

(3) 選別施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221

設置年月日：平成23年9月30日

処理能力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.3 t/日（8時間）

(4) 減容施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番131

設置年月日：平成24年1月23日

処理能力：廃プラスチック類 0.16 t/日（8時間）

(5) 減容施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番131

設置年月日：平成27年6月18日

処理能力：廃プラスチック類 0.48 t/日（8時間）

(6) 圧縮施設

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番172

設置年月日：平成28年6月10日

処理能力：廃プラスチック類 0.598 t/日（8時間），紙くず 0.708 t/日（8時間），金属くず 2.376 t/日（8時間）

(7) 保管施設

ア 焼却処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221，面積：16.0 m<sup>2</sup>，種類：紙くず・木くず・繊維くず，保管上限：24.0 m<sup>3</sup>，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

イ 破碎処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221，面積：0.69 m<sup>2</sup>，種類：金属くず・ガラスくず，保管上限：0.31 m<sup>3</sup>，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

ウ 選別処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番221，面積：36.0 m<sup>2</sup>，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：18.0 m<sup>3</sup>，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

エ 減容処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番131，面積：30.0 m<sup>2</sup>，種類：廃プラスチック類，保管上限：13.5 m<sup>3</sup>，積み上げることができる高さ：屋内保管

オ 減容処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番131，面積：8.0 m<sup>2</sup>，種類：廃プラスチック類，保管上限：6.1 m<sup>3</sup>，積み上げることができる高さ：屋内保管

カ 圧縮処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目3番172，面積：72.0 m<sup>2</sup>，種類：廃プラスチック類・紙くず・金属くず，保管上限：31.5 m<sup>3</sup>，積み上げることができる高さ：屋内保管

以下余白